

平成 29 年 3 月 14 日
神戸国際大学

本学元教員の研究活動上における不正行為に関する調査報告（概要）

1. 経緯・概要

（1）発覚の時期及び契機

平成 27 年 6 月 15 日（月）に外部から顕名で、本学リハビリテーション学部村上雅仁教授（当時、以下「村上元教授」という）が主演者である学会発表につき、その抄録の記載内容に鑑みて、他の研究成果から解析データが盗用されていることを指摘する情報提供があった。

（2）調査に至った経緯等

上述の情報提供を受けて、平成 27 年 6 月 16 日（火）に「神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき、学長の承認のもと、規程が定める不正防止計画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）委員長が、予備調査委員会を設置した。予備調査委員会は、本学リハビリテーション学部教授を委員長とし、他 2 名の同学部教授を含む、計 3 名で構成するものとした。

予備調査の結果、情報提供のあった学会抄録について、盗用、数値の改ざん、あるいは二重投稿の疑いが見られた他、村上元教授が筆頭著者である 4 編の論文において盗用、二重投稿等の疑いが確認された。平成 27 年 7 月 9 日（木）、予備調査委員会は、予備調査結果を推進委員会委員長に報告した。

同日、推進委員会を開催され、予備調査結果に基づき、調査委員会を設置し調査を実施することを審議可決した。

さらに同日、推進委員会の審議結果を受けて、学長が調査委員会の設置及び調査の実施を決定した。

2. 調査

（1）調査委員会の構成

| | | |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 富田裕彦 | 大阪府立成人病センター 病理・細胞診断科 主任部長 学校法人八代学院 理事 |
| 委員 | 阿部和夫 | 兵庫医科大学大学院 地域包括ケア学 特任教授 公益社団法人日本リハビリテーション医学会 代議員 |
| 委員 | 尾山眞之助 | 大阪大谷大学 学長 |
| 委員 | 桂 充弘 | 北尻総合法律事務所 弁護士 |
| 委員 | 松本憲二 | 関西リハビリテーション病院 副院長、診療部 部長 |

公益社団法人日本リハビリテーション医学会 代議員
委員 仲 久則 神戸国際大学 経済学部教授 経済文化研究所長

※職名は調査開始時のもの

(2) 調査内容

ア 調査対象者

神戸国際大学リハビリテーション学部 村上雅仁 元教授

イ 調査対象研究活動

情報提供のあった学会抄録以外にも、予備調査において数編の不正疑義のある業績が新たに見つかり、不正疑義を特定の業績に限定することができなかつたため、村上元教授の全論文・学会発表（それぞれ 79 編、102 編）を対象とした。

ウ 調査方法・手順

事実認定を行うにあたり、予備調査において不正疑義を確認した業績における村上元教授の関与や役割を明らかにするために、本人を含む関係者からの聴取、研究に係る機関での研究データの取扱いのルールや本学での届け出、盗用等の元となった業績と村上元教授の業績との比較、解析データの比較等の調査を行った。

3. 調査の結果

文中の各業績の詳細については、本報告書末の一覧を参照されたい。

(1) 特定不正行為（学会発表①と学会発表②）

情報提供者から指摘があった学会発表（学会発表①）において、特定不正行為である「盗用」（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）に当たると判断した。なお、全論文・学会発表を精査した結果、情報提供のあった学会発表 1 編の他に、これと同一内容の学会発表が 1 編存在することが判明し（学会発表②）、これも「盗用」に当たると判断した。

（理由）

- ・先行研究（学会発表 A および論文 B）の筆頭演者・著者から、先行研究のデータの使用について承諾を得られていなかったこと。
- ・データの使用及び研究成果の発表について、先行研究が行われた研究機関から、然るべき手続きを経て許可が得られていなかったこと。
- ・先行研究への関与・貢献が、客観的に確認できなかったこと。
- ・調査結果に対する不服申立てにおいて、調査結果を覆すに足る科学的根拠を伴った説明がなされなかったこと。（※）

※村上元教授から、二度に渡り不服申立てがあったが、いずれも調査結果を覆すに足る科学的根拠を伴った内容ではなく、却下するに至った。また、同じ内容の主張を繰り返す、論理的に両立しないことが明白な複数の主張を同時に展開する等、引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを意図していると判断されたため、以降の不服申立てを受け付けないこととした。

(2) 特定不正行為以外に調査の過程で判明した不正行為

特定不正行為「盗用」以外に、以下の不正行為が認められた。

・不適切なオーサーシップ（学会発表③、論文④）

先行研究（論文 C および報告書 D）で示されたデータを転用し、また、当該データを用いた研究発表について然るべき許可を得ずに、筆頭演者・著者として学会発表③および論文④を発表した。以下の理由により、不適切なオーサーシップに当たると判断した。なお、調査対象研究者は、先行研究に参加しており、データ転用についてもある程度承諾を得られていたことから、特定不正行為「盗用」に該当しないと判断した。

（理由）

- ・データの使用および研究発表について、先行研究が行われた外部機関から、然るべき手続きを経て許可・承諾を得られていなかったこと。
- ・先行研究における十分な関与・貢献が確認できず、自らが筆頭演者・著者となりデータを転用して新たに学会発表および論文を発表する妥当性が確認できなかったこと。

なお、論文④には、研究の実施に際して外部機関に設置の倫理審査委員会の承認を得た旨の記述があったが、当該機関に事実確認を行ったところ、倫理審査を受けていないことが判明し、虚偽の記載と認められた。

・不適切なオーサーシップ（学会発表⑤⑥⑦および論文⑧⑨）および二重投稿（左記論文 2 編の内の 1 編）

外部機関において行われた研究に基づき、データの採取施設でありデータが帰属する外部機関の了承を得ずに、筆頭演者・著者として学会発表⑤⑥⑦および論文⑧⑨を発表した。以下の理由により、5 編におけるオーサーシップに不適切な点があると判断した。なお、村上元教授は、先行研究に参加しており、データ転用についてもある程度承諾を得られていたことから、特定不正行為「盗用」に該当しないと判断した。

（理由）

- ・データの使用および研究発表について、当該研究が行われた外部病院および研究の被験者から、然るべき手続きを経て許可・承諾が得られていなかったこと。
- ・共著者への調査から、村上元教授が筆頭演者・著者となるに足るだけの関与・貢献

を確認できなかったこと。

また、論文⑧⑨については、目的から結果に至るまでほぼ同一内容であった。以下の理由により、論文⑨は二重投稿論文であると判断した。

(理由)

- ・論文⑨は、先行論文⑧と解析データが一致するなど、目的から結果に至るまでとほぼ同一の内容であることが外形上認められ、且つ先行論文に関する適切な表示が見られなかったこと。
- ・論文掲載誌の発行元が、二重投稿を禁じていたこと。

・二重投稿（論文⑩）

先行論文（論文 E）を英訳し、目的から結果に至るまで同一内容の論文（論文⑩）を、先行論文の存在を表示することなく発表した。以下の理由により論文⑩が二重投稿論文であると判断した。なお、村上元教授は、先行論文の筆頭著者ではないが、転用について筆頭著者から承諾を得ており、研究自体にも相応の関与・貢献があったことが外形上認められたため、特定不正行為「盗用」に該当しないと判断した。

(理由)

- ・解析データが一致するなど、目的から結果に至るまで、先行論文とほぼ同一の内容であることが外形上認められ、且つ先行論文に関する適切な表示も見られなかったこと。
- ・論文掲載誌の発行元が、二重投稿を禁じていたこと。

・二重投稿および不適切なオーサーシップ（論文⑪）

先行論文（論文 F）を英訳し、目的から結果に至るまで同一内容の論文（論文⑪）を、先行論文の存在を表示することなく発表した。以下の理由により論文⑪が二重投稿論文であると判断した。なお、村上元教授は、先行論文の筆頭著者ではないが、転用について筆頭著者から承諾を得ており、研究自体にもある程度の関与・貢献があったことが外形上認められたため、特定不正行為「盗用」に該当しないと判断した。

(理由)

- ・解析データが一致するなど、目的から結果に至るまで、先行論文とほぼ同一の内容であることが外形上認められ、且つ先行論文に関する適切な表示も見られなかったこと。
- ・論文掲載誌の発行元が、二重投稿を禁じていたこと。

また、以下の理由により当該論文のオーサーシップに不適切な点があると判断した。

(理由)

- ・先行研究における十分な関与・貢献が確認できず、自らが筆頭著者となり新たに論文を発表する妥当性が確認できなかったこと。

なお、以上の特定不正行為およびその他の不正行為においては、科学研究費助成金を含む競争的資金による経費の支出はなかったことを確認した。

4. 調査機関がこれまで行った措置の内容

調査開始時点で、不正疑義を特定の業績に限定することができず、村上元教授の全業績を調査対象とした。すなわち、本学における教育研究活動を担うに十分な資質・能力・実績が、村上元教授にあることを客観的に確認できない状況にあったため、調査開始とともに、暫定的に以下の措置を行った。

- ・全授業の担当の停止
- ・科学研究費助成金を含む外部研究費を用いた研究業務の停止
- ・個人研究費を用いた研究業務の停止
- ・入学者選抜関連業務の担当停止
- ・その他、十分な教育研究業績がその遂行に必要と考えられる業務の停止

特定不正行為およびその他の不正行為の認定の後も上記措置を継続しつつ、学内規程に基づく懲戒審査を行った。審査においては、特定不正行為およびその他の不正行為以外に、本調査とは別に確認された旅費の架空請求（民間企業からの受託研究費から支出）も懲戒事由とし、平成 28 年 10 月 12 日付で懲戒解雇処分とした。

また、学長から調査対象研究者に対し、平成 28 年 11 月 8 日付で、不正と認定した論文の取下げ勧告を行った。

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

不正が行われた当時において、本学の管理体制が十分であったとは言いがたいが、本件は村上元教授の研究者倫理の欠如により引き起こされた事態であると結論付けている。すなわち、他に所属する実験データ・成果に対する使用許諾や、研究成果を使用するにあたっての適切な引用手続き等、自立した研究者であれば当然身につけているべき基本的なルールを、村上元教授が身につけられていなかったことが発生要因である。

(2) 再発防止策

本学では平成 27 年度以降、ガイドラインに即して、学長のガバナンスに基づく研究公

正推進体制の整備を進めてきたところであるが、今回の事例を踏まえ、以下の取り組みを強化する。

- ・関連規程等の再整備・内容周知（今回の事例を踏まえ、体制の更なる強化のために、規程の再整備を行う）
- ・研修会等を通じての研究倫理教育の実施（今回の事例をケーススタディの教材として用い、類似事案の再発防止に努める）
- ・学外研究に対する管理体制の強化（本学以外の機関において倫理審査を受け研究に従事する場合、本学への事前・事後報告を義務付ける）

以上

不正行為の認定に係る業績一覧

<特定不正行為を認定した業績>

学会発表①

Immediate Effects of Whole Body Vibration Training on Gait and Static Balance in Stroke Patients with Hemiplegics

主演者：村上雅仁 共演者：2名

12th Congress of European Forum for Research in Rehabilitation (2013)

学会発表②

Immediate Effects of Whole Body Vibration on Gait Stability and Balance in Stroke Patients with Hemiplegia

主演者：村上雅仁 共演者：1名

23th Clinical Movement Analysis World Conference (2014)

<特定不正行為以外の不正行為を認定した業績>

学会発表③

The Effects of Home-Based Low Intensity Exercise on Physiological Indices and Aortic Stiffness in Community Dwelling Elderly

主演者：村上雅仁 共演者：1名

12th Asia Society of Adapted Physical Education and Exercise Symposium (2012)

論文④

地域在住高齢者に対して実施した介護予防のための低負荷運動教室の効果

筆頭著者：村上雅仁 共著者：3名

神戸国際大学紀要 第84号 (2013)

学会発表⑤

Influences on Postural Balance during Whole Body Vibration (WBV) Exercise in Young People

主演者：村上雅仁 共演者：2名

2011 ICHPERSD Asia (2011)

学会発表⑥

健全成人における全身振動(Whole-Body Vibration) 刺激による下肢筋電活動と立位バランスへの影響

主演者：村上雅仁 共演者：2名

第30回臨床運動研究会 (2011)

学会発表⑦

Influences on Electromyography Activities of Balance during Whole Body Vibration

in Young People

主演者：村上雅仁 共演者：1名

3rd Korea-Japan NeuroRehabilitation Conference (2014)

論文⑧

健常者における全身振動刺激が下肢筋電活動と立位バランスに及ぼす影響

筆頭著者：村上雅仁 共著者：7名

臨床運動療法研究会誌 Vol. 14 No.1 (2012)

論文⑨

Influences on Electromyography Activities of Lower Limbs and Postural Balance during Whole Body Vibration (WBV) in Young People

筆頭著者：村上雅仁 共著者：5名

神戸国際大学紀要 第86号 (2014)

論文⑩

Physical Fitness and Exercise Endurance Measured by Oxygen Uptake Kinetics in Stroke Patients

筆頭著者：村上雅仁 共著者：5名

Journal of Physical Therapy Science Vol.14 No.2 (2002)

論文⑪

Effects of A Single Bout of Cycling Exercise on Pulse Wave Velocity (PWV) in Healthy Middle-Aged Individuals

筆頭著者：村上雅仁 共著者：4名

Journal of Physical Therapy Science Vol.24 No. 5 (2012)

<特定不正行為における先行業績>

各業績の筆頭著者・主演者名は、便宜上アルファベットで表記したが、表記が違う場合でも別の者であるとは限らず、同一人物である場合もある。

学会発表A

脳卒中患者に対する全身振動刺激 (whole-body vibration) トレーニングの即時効果

主演者：AA 共演者：5名

第48回日本理学療法学会大会 (2013)

論文B

脳卒中患者に対する全身振動刺激 (whole-body vibration) トレーニングの即時効果

筆頭著者：AA 共著者：5名

※3 - (1) - I に示したとおり、本論文の著者は学会発表Aの演者と同一である。

外部病院紀要 (2013)

<特定不正行為以外の不正行為における先行業績>

論文C

地域在住高齢者に対する介護予防のための運動教室の効果検証—運動が身体組成・血圧脈波および呼吸機能に及ぼす影響—

筆頭著者：AB 共著者：村上雅仁 他3名

理学療法科学 第27巻第1号 (2012)

報告書D

地域在住高齢者の「いきいき予防リハ教室」参加による身体および運動機能の評価と生きがいづくり

筆頭報告者：AC 共同報告者：4名

平成23年度 公益財団法人大同生命厚生事業団 地域保健福祉研究助成

論文E

脳血管障害片麻痺者における運動負荷時酸素摂取量と運動耐応能に関する検討

筆頭著者：AD 共著者：村上雅仁 他7名

総合リハビリテーション 第29巻第7号 (2001)

論文F

壮年期健常者における一過性運動が脈波伝播速度(PWV)に及ぼす影響

筆頭著者：AE 共著者：村上雅仁 他5名

臨床スポーツ医学 第21巻11号 (2004)